

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

公 告

- 公告第2号 宇治市総合福祉会館空調機器改修工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) …2
- 公告第4号 世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘-祈り-」の吹鳴……………(総務課) …4

教 育 委 員 会

- 告示第2号 教育委員会の招集……………4

監 査 委 員

- 公表第9号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………4



宇治市公告第2号

宇治市総合福祉会館空調機器改修工事に係る条件付一般競争入札について
宇治市総合福祉会館空調機器改修工事について、条件付一般競争入札を行います
ので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）
による電子入札対象案件です。

令和元年5月24日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 宇治市総合福祉会館空調機器改修工事

(2) 工事場所 宇治市宇治琵琶45番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 1,027.205㎡

延床面積 2,456.135㎡

・機械設備改修工事 一式

冷却塔一体型ガス焚吸収式冷水発生機 1基

(膨張水槽、冷却水循環ポンプ、冷水循環ポンプ等)

ファンコイルユニット 66台

空冷ヒートポンプ式エアコン 3台

エアー搬送ファン 12台

・建築改修工事 一式

上記空調改修に伴う天井改修及び冷水発生機用基礎

・電気設備改修工事 一式

上記空調改修に伴う照明器具脱着及び電源改修

・上記に伴う撤去処分 一式

(4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和2年1月28日まで 216日間

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への
参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における管の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監視技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監視技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監視技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和元年5月24日 午前9時から

令和元年5月30日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着

させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和元年5月24日 午前9時から

令和元年5月30日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和元年6月11日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

令和元年5月24日 午前9時から

令和元年5月30日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和元年5月24日 午前9時から

令和元年6月12日 午後2時まで

(4) 回答

回答については、令和元年6月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和元年6月18日 午前9時から午後6時まで

令和元年6月19日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和元年6月20日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、72,133,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意すること。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、59,622,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - (4) 東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
 - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
 郵便番号 611-8501
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地
 電話番号 0774-20-8716
 FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第4号

世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘－祈り－」の吹鳴について
 原爆被災者及び戦争犠牲者の冥福を祈り、世界の恒久平和を祈願する黙とうを捧げるため、次のとおり「平和の鐘－祈り－」を吹鳴します。
 令和元年6月7日

宇治市長 山本 正

- 1 吹鳴日時
 - 6月23日 正午 沖縄慰霊の日
 - 8月6日 正午 広島被爆の日
 - 8月9日 午前11時2分 長崎被爆の時
 - 8月15日 正午 終戦の日
- 2 吹鳴要領
 平和の鐘－祈り－のスイングベル及びカリヨンを吹鳴する。

教育委員会

宇治市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。
 令和元年5月28日

宇治市教育委員会
 教育長 岸本 文子

- 開会日時 令和元年5月29日 午後6時00分
- 開会場所 宇治市役所602会議室
- 付議事項
 - 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の報告について
 - 6 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について
 - 7 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。
 令和元年5月27日

宇治市監査委員
 森 真二
 松岡 ゆかり
 鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
 平成31年2月21日（宇治市監査委員公表第3号）
- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 市民環境部 商工観光課
 監査期間 平成30年12月3日～平成31年1月24日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 産業会館の使用料収入状況について平成27年度の前回定期監査等において、使用許可申請及び使用料の納付に遅れが見受けられたと指摘した点、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定の遅れが見受けられた。	使用許可申請及び使用料の納付の遅れ、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。そのほか、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については「宇治市産業会館条例施行規則」の様式の一部改正も行う。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書に規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。

<p>2</p>	<p>市営茶室の使用料収入状況について 調定の遅れが見受けられた。</p>	<p>調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、市及び受託者間において平成31年2月5日に委託契約書の再確認を行い、今後契約書の規定の日までに報告書を提出するよう指導を行った。また、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。</p>
<p>3</p>	<p>観光センターの使用料収入状況について 前回定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられた。</p>	<p>収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられた点及び使用許可書発行に遅れが見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書の規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。</p>

(揭示済)

